

# みらい1分ニュースレター

2010/5/10 第36号  
毎週月曜配信

## 中国版

### テーマ

## 「非居住者企業の 所得税徴収管理法に関する通知」

— その2 国税発「2010」19号

### ポイント

- ✓ 交付部門 : 国家税務局
- ✓ 施行日 : 2010年2月20日
- ✓ 内容 : 非居住者企業<sup>(\*)</sup>において、正確に課税所得および所得税額の計算が出来ない場合、推定する利益率(推計利益率)を用いて計算します。

(\*)非居住者企業…外国(地域)法に基づき設立されており、かつ ①(中国)国内に  
関連機構があるものの管理機構は国外にある企業、または ②国内に  
関連機構も管理機構も設置されていないが、中国国内からの所得を得ている企業。

### 【滴水穿石】

非居住者企業の税額の計算方法等は、実務上疑問とされやすい点です。今回は税務当局の推定利益率の計算方法をご紹介します。その続きとしてご参照ください。



### 解説

## 【非居住者企業における所得税の徴収管理方法】

### ◆ 役務提供の金額の見積もりが困難な場合(非居住者企業→中国居住者企業)

中国居住者企業と販売契約(機械設備または商品)を締結し、設備据付、組立、技術指導等の役務を提供した際、役務提供の対価金額が明記されていない場合、または合理的に価格を計算できない場合、税務当局は、同業もしくは類似業務の価格計算基準を参考にして当該金額を確定することができます。価格を計算する基準(収入・原価等)がない場合、**商品の販売契約合計価格の10%以上**を原則として、当該金額を確定します。

### ◆ 役務提供が国内外両方で発生する場合(非居住者企業→国内顧客)

中国で国内顧客に対し、役務を提供して得た所得については、すべて中国国内で企業所得税を申告・納付します。提供する役務が国内外両方で発生する場合は、**役務の提供地を基準として国内所得もしくは国外所得を区分し**、国内所得に対してのみ、企業所得税を申告・納付します。国内所得および国外所得を区分できない場合は、全て国内で所得として認識し、企業所得税の対象となります。

### ◆ 国内で確定利益率の異なる経営活動を行い、課税所得を取得した場合

それぞれ別個の利益率を適用し、企業所得税を計算・納付します。別個に利益率を計算することができない場合には、最も高い利益率を適用します。

### ◆ 税務当局への届出

推計徴収方式を採用する非居住者企業は、税務当局にその旨を届け出なければなりません(《非居住者企業所得税徴収方式鑑定表》)。税務当局は提出内容について審査を行い、意見を記載します。

(執筆: 李 東旭 li dongxu)

 **みらいコンサルティンググループ**

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>  
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所  
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階  
◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14  
◇[名古屋事務所] 愛知県名古屋市中区栄2-11-7

TEL: 03-3519-3970(代)  
TEL: 06-4705-7010  
TEL: 052-253-5606

